

福岡県届出保育施設給食費支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県届出保育施設給食費支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この支援金は、物価高騰により負担が生じている届出保育施設に対し、給食実施に係る食材費の上昇分相当額を支援することにより、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「届出保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき、令和7年10月初日時点で届出を行っている、福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）に所在する認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付対象者は、前条に掲げる届出保育施設のうち、給食を実施する届出保育施設であって、支援金申請の前年度末時点と比較して、保護者から徴収する給食費（以下「給食費」という。）について、物価上昇に起因する値上げを行っていない、又は給食費の値上げ相当額を保護者に返還する届出保育施設の設置者とする。

(給付額の算定方法)

第5条 支援金の給付額は、以下の第1欄に定める区分に応じて第2欄に定める額を合計した額とする。

1区分	2給付額
主食と副食を提供する場合	令和7年10月初日時点で給食を提供する児童数×15,600円
副食のみを提供する場合	令和7年10月初日時点で給食を提供する児童数×9,360円

(申請手続)

第6条 給付対象者のうち、支援金の給付を受けようとする者は、福岡県届出保育施設給食費支援金申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、知事が定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(給付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による支援金の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、給付決定を行い申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消)

第8条 知事は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 知事が前条の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、支援金を返還させることができる。なお、この場合において、取り消しにより申請者に損害があつても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

(振込不能等の取扱い)

第10条 知事が第7条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(暴力団排除)

第11条 知事は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を給付しないものとする。

- (1) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）又は暴力団員（以下、「暴力団員」という）。
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

2 知事は、給付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、給付対象者の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別に関する書類の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、改正後の福岡県届出保育施設給食費支援金給付要綱の規定は、令和6年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行し、改正後の福岡県届出保育施設給食費支援金給付要綱の規定は、令和7年度の支援金について適用する。